

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」の概要

1 改正の趣旨・目的

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」という。）第15号については、外国の大学の学生が、一定の要件に該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、3月を超えない期間内、本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動を規定しているところ、平成17年に本号が規定されて以降、本活動を指定されて在留しようとする外国人は多くなく、その活用実績が極めて限定的（統計上確認が可能な平成30年以降の新規入国者数及び令和2年以降の在留外国人数はいずれも0人）であることから、削除するもの。

2 改正の概要

特定活動告示第15号を削除する。

3 今後の予定

公布日：令和8年11月末頃

施行日：公布日と同日